

成年後見支援信託が始まります

(司法書士法人 芝トラスト 司法書士 宮本 敏行)

昨年来、最高裁判所と信託会社、司法書士会、社会福祉士会等がその実施を検討してきた「後見制度支援信託」の制度が本年 2 月から始まりました。

この制度は認知症の高齢者など判断能力の充分でない人の財産管理を助ける“成年後見制度”に信託をセットして金銭管理をさせる制度です。

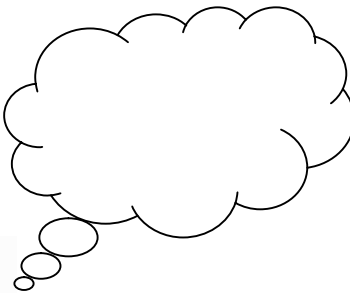
その内容は、日常生活に使われないお金を信託銀行に預け、家庭裁判所の指示がなければ、まとまった額の払戻が受けられないようにするといったものであり、都市部では本人に 3000 万円以上の預貯金がある場合を対象に考えています。

後見制度支援信託で管理できるのは、金銭に限定されますが、信託された金銭は、元本補てん契約の付された指定金銭信託で安定的に運用され、預金保険制度の対象にもなっています。

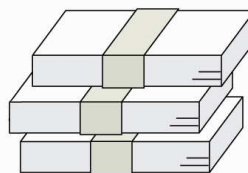
この制度の狙いは、おととしの 6 月から昨年 3 月までの 10 ヶ月間に発覚した後見人による着服事件が 182 件を数え、その被害額は約 18 億 3 千万円にのぼり、恐らくこれは氷山の一角ではないとも言われていることから、このような多発する不正を防止するためです。

特に子や配偶者が後見人になる場合の親族後見人を想定した制度であることから、身近にまとまったお金があれば着服等の不正が生じ易くなります。そこで、この後見制度支援信託を利用した場合、後見人が管理する預貯金口座を除き、金銭は家庭裁判所の指示書にもとづいて信託銀行等が管理しますので、財産を安全・確実に保護することができます。また、親族後見人にとっても、まとまったお金の管理をしなくて良くなれば、その分、負担も軽減できるということです。

信託期間については、原則的にご本人がお亡くなりになるまでとなり、お亡くなりになった場合には、信託を終了し、信託財産はご本人の相続財産として相続人に相続されます。



管理方法などで
親族間での
トラブルも・・・



本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。

お問合せ：ナセル株式会社 東京都品川区南品川 4-2-32 品川税経会館 2F
TEL：03-3471-0830 FAX：03-3471-0850 E-mail：info-news@nasell.co.jp